

佐賀県告示第 484 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 27 年 12 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
眞島医院	神崎市神埼町鶴 3634 番地	平成 27 年 3 月 5 日
渡部産婦人科	佐賀市開成五丁目 9 番 22 号	平成 27 年 5 月 3 日
せと歯科医院	伊万里市新天町 597 番地	平成 27 年 5 月 21 日
神代薬局	佐賀市水ヶ江一丁目 4 番 32 号	平成 27 年 5 月 31 日
くらの薬局	三養基郡基山町大字小倉 1058 番地 4	平成 27 年 3 月 31 日
カワハラ薬局	佐賀市川原町 5 番 17 号	平成 27 年 5 月 31 日
プラスワン訪問看護ステーション	鳥栖市原町 1314 番地 17	平成 27 年 4 月 10 日
白石保養院	杵島郡白石町大字福吉 2134 番地 1	平成 27 年 3 月 31 日